

## 令和7年度「さがを深く知る交流会 サガシル福岡」企画・運営業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和7年度「さがを深く知る交流会 サガシル福岡」企画・運営業務

### 2 委託者

佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議（事務局：佐賀県産業労働部産業人材課）

### 3 事業目的

佐賀県は高校卒業時に進学者の約8割、就職者の3割以上が県外を選択している状況であり、UJIターン人材就職の促進は佐賀県の人材確保における重要な課題である。

隣県である福岡県は、九州の中でも、佐賀県からの進学者も含め大学生の数が非常に多い地域であることから、福岡へのUJIターン就職促進にはより注力する必要がある。

このような状況から、福岡県の大学生のうち、特にこれから自分のライフプランや就職先について考え出す大学1・2年生に向けて、県内企業との交流を通じて、県内企業の魅力だけでなく、佐賀で働き・暮らすことの魅力や素晴らしさを伝え、「佐賀で働く」という選択肢を持ってもらうことを目的とする。

### 4 事業概要

#### ・実施内容

福岡の大学生と県内企業との交流会（1泊2日）

#### ・参加対象者及び目標参加者数

福岡県内の大学生 主に1・2年生 30～40名程度

（1日目および2日目は同一の参加者とする）

（短期大学・専門学校生の参加も可）

（原則福岡県の学校に在学する学生を対象とする。他県の学校に在学する学生の参加については要協議）

#### ・参加企業数

10社程度（参加人数は1社あたり1～2名）

#### ・開催時期・会場

開催時期：令和7年10月～令和8年2月のうち連続する2日間

事業効果を最大化できる時期を提案すること。

具体的な開催日時については契約締結後、委託者と協議の上決定する。

会場・宿泊施設：佐賀県内の旅館やキャンプ場等の宿泊施設

交流会等を行うために会場が他に必要な場合は、会場を確保すること。

## 5 委託業務の内容

次に掲げる企画・運営・広報等一切の業務を行うものとし、「3 事業目的」の達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。また、企画については、本事業の目的および以下に掲げる項目の達成を意識しものとする。

- ・参加学生が楽しみながら企業と交流でき、県内企業の魅力や佐賀での暮らしの素晴らしさを感じることができる内容であること。
- ・参加企業が学生と密な繋がりを持つことのできる内容であること。
- ・大学生の関心を集め、参加が促進されるような内容であること。

### (1) 交流会の企画および実施・運営

交流会の内容は以下の点を踏まえ、企画し、実施・運営すること。

#### ① グループワークの実施

- ・グループワークでは、テーマを設定し、テーマに沿って各グループが活動する形式とすること。テーマについて、各グループに参加している企業の詳細な業務内容に関わることは避け、学生と企業が取り組みやすく、佐賀で働き・暮らすことの魅力発見に資するようなテーマとすること。

(テーマ例：佐賀の地域課題を解決するための取組みとは)

- ・テーマに取り組むために必要な知識や情報等を、参加学生にインプットする時間を設けること。
- ・ファシリテーター等を配置し、グループワークが円滑に実施されるようサポートすること。

#### ② プレゼンテーションの実施

- ・グループワークでの成果物を発表するプレゼンテーションを2日目に組み込むこと。
- ・全グループのプレゼンテーションの中から優秀なグループを選出し、賞品を授与すること。

尚、優秀なグループの選出方法及び賞品の選定は委託者と協議をし、費用は受託者がすべて負担すること。

#### ③ 企業 PR の場の設置

- ・各企業が参加者に向け自社を PR できる時間を設けること。

#### ④ 宿泊施設や交流会場の選定・確保

- ・佐賀県の魅力が体感できるような宿泊施設を提案すること。交流会等を行うために他に会場が必要な場合は、会場を確保すること。また、受託者は参加学生の実送等の移動手段と会場（宿泊施設や交流会場等）の手配を行うこととし、手配にかかる一切の費用は委託費に含む。

#### ⑤ その他

- ・上記①～④に掲げたものは満たしたうえで、レクリエーション等、追加の内容を実施することは可能。
- ・参加者が、なるべく多くの企業と交流ができるような機会を設けること。

### (2) 広報の実施

以下の内容を参考に、対象者の参加促進に結び付く手段や内容、効果等を考慮し、複数の手段を検討し、企画・実施すること。広報活動については委託者と協議の上実施すること。

(学生向け)

- ・学生が利用する場所（大学等）への広報物（ポスター、チラシ等）の設置、活動的な学生団体へのアプローチ等、学生の興味を引く広報手段を実施する。
- ・学生に、興味や参加意欲に最大限訴求するようなワードや情報を用いた、広報物（チラシ等）を作成する。

(企業向け)

- ・企業向けに、交流会の概要や参加することのメリットが伝わり、参加意欲に最大限訴求するような内容で広報物（チラシ等）を作成し広報すること。

(共通)

- ・その他有効な広報手段があれば提案すること。（SNS や Web 配信を活用した広報等）
- ・広報物を作成する際は既存のサガシルのロゴを活用したデザインを提案すること。なお、必要に応じたロゴデザインの変更（文字の追加等）は可能とする。  
※ロゴデータ配布希望者は説明書記載の連絡先まで申し出ること。

(3) 出展企業及び参加学生の募集・受付・調整・連絡等

- ・出展企業は、佐賀県内に事業所を有する企業等（企業及び団体等）を公募し、受付を行うこと。
- ・公募を行う際は、本イベントの実施前に県が行う「採用力強化支援事業」へ原則参加する必要があることを周知すること。
- ・参加企業が特定の業種に偏らず、幅広い業種となるように留意すること。
- ・委託者と協議の上、出展企業を決定すること。
- ・出展企業に対し、交流会実施までに必要な連絡や調整を適宜行うこと。
- ・参加学生を募集し、受付及び当日参加までに必要な連絡等を適宜行うこと。
- ・参加学生は最大 40 名とする。

(4) イベント実施全体に関すること

- ・運営スタッフ等の手配、当日受付、関係各所との連絡調整、進行管理、実施運営における関係機関への申請等開催に係る一切の業務を行うこと。
- ・運営マニュアル、進行シナリオ等の作成を行うこと。
- ・会場に必要な看板、案内板、会場装飾等を設置すること。
- ・行程で発生する宿泊費、食事代等について、参加学生分は受託者の負担とする。  
参加学生の食事は 1 日目の昼食、夕食、2 日目の朝食、昼食の合計 4 食を想定。  
参加企業分については食事代（1・2 日目の昼食）のみ受託者が負担すること。
- ・緊急時等に対応できるように、宿泊施設には運営スタッフも最低 1 名以上宿泊すること。

(5) 出展企業向け事前説明会の開催及び資料作成

- ・イベント開催に関して、出展企業に対する留意事項等を説明するために、出展企業向け事前説明会を少なくとも 1 回実施するとともに、その説明会に必要な資料を作成すること。
- ・説明会開催方法、日程及び場所は委託者と協議の上決定すること。なお、開催に必要となる場所や配

信機材を手配すること。

#### (6) アンケートの実施

- ・参加者及び参加企業に対し、アンケートを実施する。アンケートの内容に関しては委託者と協議し決定すること。
- ・アンケート結果を集計・分析ののち、データを委託者へ納品すること。

### 6 実施体制の構築

本業務遂行に十分な実施体制を敷くこと。統括責任者を1名配置し、適宜打ち合わせ、進捗状況の報告を行い、事業の円滑な推進を図ること。打合せを行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、提出すること。

イベント当日も十分な人員配置を行い、当日の体制については県と協議を行うこと。

なお、複数の法人でグループを構成して参加する場合は、代表団体を選出し、上記統括責任者は、代表団体の者とする。

### 7 契約期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

### 8 成果物

本業務委託によって制作された以下のものについては、成果物としてデータを委託者へ提出すること。

- (1) 業務委託実績報告書
- (2) 本業務において作成した資料（広報媒体のデータ、交流会開催関連資料、参加者データ等）
- (3) その他委託者と受託者が合意の上、成果品として提出を求めるもの

### 9 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 本事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- (2) 労働関係法令を含む各種法令等を遵守すること。
- (3) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」に基づく「佐賀県職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に規定された合理的配慮を誠実に行うこととし、その合理的配慮を怠ることによって、障害者の権利利益を侵害してはならないこと。
- (4) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（委託者及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータ、デザイン、写真、イラスト及び文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委託者と協議するものとする。
- (6) 受託者は、委託者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (7) 受託者の有する前項所定の著作者人格権を侵害する者がいる場合、委託者より請求があったとき

は速やかに委託者の請求に従い、当該侵害者に対し、著作権人格権を行使するものとする。

- (8) 本委託業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法を報告し、承認を得るものとする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととする。
- (9) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。
- (10) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、委託者と受託者が協議して定めた事項についてはこれを遵守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、委託者と連絡を密にし、遺漏の無いようにすること。
- (11) 仕様書について疑義が生じた場合については、委託者と受注者が協議して定めるものとする。
- (12) 佐賀県産業人材確保プロジェクト推進会議での協議により、委託契約締結後、実施内容について変更を協議することがある。
- (13) 天災等やむを得ない事情により実施が困難となった場合は、別日での実施もしくは中止等の対応について事務局と協議を行うこと。